

居心地の良い阪急塚口駅前空間に向けた社会実験及び詳細設計業務委託に係る 公募型プロポーザル方式による委託事業者募集要項

1 委託業務の概要

(1) 業務名称

居心地の良い阪急塚口駅前空間に向けた社会実験及び詳細設計業務委託

(2) 業務内容

居心地の良い阪急塚口駅前空間に向けた社会実験及び詳細設計業務特記仕様書
(以下「仕様書」という。) のとおり

(3) 委託期間

契約締結の日から令和4年3月31日まで

(4) 提案上限額

各業務の見積金額の上限(消費税及び地方消費税相当額を含む。)は、次のとおりとし、提案の内容に関わらず、この上限額を超える提案は受け付けない。

¥10,776,000-

2 業務の目的

都市の魅力向上を図るためには、まちなかにおいて多様な人々が集い交流する官民のパブリック空間をウォークアブルな「ひと」中心の空間へ転換し、「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の形成を推進することが求められている。

本業務では、阪急塚口駅南駅前広場の改良を行うにあたり、令和2年度『阪急塚口駅駅前広場空間整備検討業務委託』を踏まえ、「ひと」中心の空間へと転換するための官民連携による公共空間を活用した社会実験を実施し、その実験結果を詳細設計へ反映するものである。

3 応募資格

次の各号に掲げるすべての要件に該当する者とし、応募資格の基準日は「**6 企画提案申込書等応募書類及び提出部数**」に定める関係書類の提出日とする。

- (1) 参加者は日本国内の企業であり、単独又は複数の企業の共同体とする。
- (2) 納税義務を履行していること。
- (3) 仕様書に定める業務について、業務遂行能力を有し、適正な実施体制を有する者及び市の指示に対して柔軟に対応できる者であること。
- (4) 次の事項に該当しない者であること。
 - ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者
 - イ 本市から指名停止措置(入札参加停止措置)を受けている者
 - ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申し立てをしている者
 - エ 自己又は自社の役員等が次の事項のいずれかに該当する者及び次の事項に掲げる者がそ

の経営に実質的に関与している者

- (ア) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体
- (イ) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反することを主たる目的とする団体
- (ウ) 特定の公職（公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 3 条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）もしくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体
- (エ) 尼崎市暴力団排除条例（平成 25 年尼崎市条例第 13 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は同条第 3 号に規定する暴力団員又は同条第 4 号に規定する暴力団密接関係者
- (オ) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条及び第 8 条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統率の下にある団体
- (カ) 尼崎市長が代表者又はこれに準ずる地位にある者となっている団体

4 応募者の失格

応募者が次の事項に該当すると市が判断した場合は失格とする。

- (1) 当該募集要項を遵守しない場合
- (2) 「6 企画提案申込書等応募書類及び提出部数」に記載する関係書類に虚偽の記載をした場合
- (3) 審査の公平性に影響を与える行為や、適切な審査を妨害したと認められる場合
- (4) 「3 応募資格」に記載する応募資格を欠いていることが判明した場合
- (5) その他応募者の失格事項に相当するものと市が判断した場合

5 配布資料

- (1) 尼崎市業務委託契約約款（案）
- (2) 暴力団排除に関する特約
- (3) 仕様書
- (4) 評価項目

6 企画提案申込書等応募書類及び提出部数

次に掲げる書類について、正本 1 部、副本（写） 9 部、計 10 部を提出すること。

応募書類名	所定様式	任意様式	特記事項
①企画提案申込書	○ (様式第1号)	—	—
②会社概要	○ (様式第2-1号)	—	・複数の企業の共同体の場合は、企業毎に提出すること。
共同体体制表	○ (様式第2-2号)	—	・複数の企業の共同体の場合のみ提出すること。

応募書類名	所定様式	任意様式	特記事項
③企業の業務実績	○ (様式第3号)	—	<ul style="list-style-type: none"> ・以下の業務の実績について記載すること ・最大 2 件までとし、複数の企業の共同体の場合も同様とする。(A 業務に関する実績が2件あれば、A 業務を2件記載すること。) ・1件につきA4判で4ページ以内(A3判で2ページ以内)まで、業務実績の補足資料(概要資料、図面、パース等)を提出することができる。 【A業務】公共空間等の活用に係るワークショップの企画運営及び社会実験実施に係る業務^{※1} 【B業務】駅前広場における設計業務^{※2} <small>※1 公共空間等とは、行政が所有・管理するものに限らず、公共的な機能を持った空間(公開空地等民有地)も含める。 ※2 設計業務とは、基本設計及び詳細設計業務をいう。</small>
④業務の推進体制	○ (様式第4号)	—	<ul style="list-style-type: none"> ・業務を受託した場合の体制、担当予定者等の氏名、業務の分担内容等を記載すること。 ・<u>なお、管理技術者及び主たる担当技術者の受託後の変更は原則として認めない。</u>
⑤管理技術者及び主たる担当技術者の業務実績	○ (様式第5号)	—	<ul style="list-style-type: none"> ・以下の業務の実績について記載すること。 ・技術者ごとに最大 2 件までとする。(A 業務に関する実績が2件あれば、A 業務を2件記載すること。) ・1件につきA4判で4ページ以内(A3判で2ページ以内)まで、業務実績の補足資料(概要資料、図面、パース等)を提出することができる。 【A業務】公共空間等の活用に係るワークショップの企画運営及び社会実験実施に係る業務^{※1} 【B業務】駅前広場における設計業務^{※2} <small>※1 公共空間等とは、行政が所有・管理するものに限らず、公共的な機能を持った空間(公開空地等民有地)も含める。 ※2 設計業務とは、基本設計及び詳細設計業務をいう。</small>
⑥企画提案書	—	○	<ul style="list-style-type: none"> ・今後、阪急塚口駅南駅前広場周辺の公共空間を居心地が良く日常的に使われる空間にしていくなために、利活用の担い手形成のあり方と、これを意識した社会実験の企画について、本業務の中でどのように取り組むべきかを具体的に提案すること。 ・表紙を除き、A4判で8ページ以内(A3判で4ページ以内)とする。 ・なお、別途、業務工程表を提出すること。
⑦見積書	—	○	<ul style="list-style-type: none"> ・業務単位ごとに「1 委託業務の概要」に記載の提案上限額以下の金額を提示すること。
⑧納税証明書(写し可) ※該当する場合のみ	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・市税(法人市民税) ※尼崎市内に事業所等を有し、尼崎市に納税している場合、若しくは令和2・3年度競争入札参加業者の登録が完了していない場合のみ提出すること
⑨会社紹介(経歴等) パンフレット	—	○	<ul style="list-style-type: none"> ・複数の企業の共同体の場合は、構成員の企業についても提出すること。

管理技術者は、応募者と常時雇用関係にある者とする。

7 企画提案申込書等応募書類の取扱い等について

(1) 企画提案申込書等応募書類の取扱いについて

当該選定以外の用途には使用せず、一切返却しない。なお、市から指示する場合を除き、提出された後の修正及び差し替えはできないものとする。

(2) 企画提案申込書等応募書類の公開について

公文書公開請求があった場合、原則として公開対象となるが、尼崎市情報公開条例その他法令で規定があるときは、その規定を優先するものとする。

(3) 費用負担について

この応募に伴い、要する費用については、すべて事業者の負担とする。

(4) その他

企画提案申込書等応募書類に関し、追加の資料を求めることがある。

8 募集、選定の全体スケジュール

項目	スケジュール
募集要項の配布・ホームページ掲載	令和3年4月12日(月)
質問の受付	令和3年4月12日(月)～4月20日(火)
質問に対する回答	令和3年4月26日(月)
企画提案申込書等応募書類提出期限	令和3年5月6日(木)
プレゼンテーション審査	令和3年5月中旬予定
選定結果通知<メール及び郵送>	令和3年5月下旬予定
契約の締結	速やかに締結

9 質問の受付及び回答について

(1) 質問の受付

令和3年4月12日(月)から4月20日(火)午後5時まで

(2) 質問方法

「15 担当課」に記載のメールアドレス (ama-douroseibi@city.amagasaki.hyogo.jp) 宛に、件名を「居心地の良い阪急塚口駅前空間に向けた社会実験及び詳細設計業務委託質問」と記載のうえ、質問すること。質問票は任意様式で構わないが、次の内容を記載すること。

ア 事業者名

イ 担当者及び担当部署

ウ 電話番号及びFAX番号

エ 質問事項

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和3年4月26日(月)に質問者名を伏せて市のホームページにて公表する。

(4) その他

審査基準や他の応募者に関する質問は一切受け付けない。

10 企画提案申込書等応募書類提出期限等について

(1) 提出期限

令和3年5月6日（木）午後5時まで

(2) 提出方法

持参又は郵送（必着）にて提出すること。

(3) 提出先

尼崎市都市整備局土木部道路整備担当

〒660-8501

尼崎市東七松町1丁目23番1号（北館6階） 電話番号 06-6489-6493

11 審査の手法及び結果の通知について

(1) 参加者概要審査

「6 企画提案申込書等応募書類及び提出部数」に記載する書類のうち、様式第1号から第5号について審査を実施する。

ア 審査基準

「5 配布資料（4）評価項目」に基づき審査を行う。

(2) プレゼンテーション審査

市の職員で組織する選定会議において、企画提案申込書等応募書類、プレゼンテーション及び質疑応答の内容を総合的に評価し、審査を行う。

(3) 実施手法等

ア 実施日

令和3年5月中旬を予定しており、時間等詳細については、追って連絡する。

イ 実施時間

1社につき、応募者からの15分間の企画提案内容の説明ののち、質疑応答を行う。

ウ 実施方法

提出済みの企画提案申込書等応募書類に基づき説明すること。新たな資料の提出は認めない。

なお、プレゼンテーションの方法は任意とするが、パワーポイントでの説明等プロジェクターの使用を希望する場合は、必ず企画提案申込書等応募書類提出時に申し出ること。

エ 説明者

説明者は、業務の推進体制（様式第4号）に記載されている管理技術者又は主たる担当技術者が中心に行うこと。また、会場への入室は3人以内とすること。

オ 資料及び質疑応答の取扱い等について

「7 企画提案申込書等応募書類の取扱い等について（2）企画提案申込書等応募書類の公開について」に記載する基準に準じるものとする。

カ 審査基準

(ア) 「5 配布資料（4）評価項目」に基づき審査を行う。

(イ) 審査において、委託業務を円滑に履行するために必要な能力を有していると認められる基準点（以下「基準点」という。）を設定し、審査の結果が基準点に満たない場合は、契約候補者として選定しない。

(ウ) 総合得点が最も高い者が2以上ある場合は、評価項目のうち「企画提案」の得点が高い者、「管理技術者又は主たる担当技術者の取組姿勢等」の得点が高い者、「技術者の技術力」のうち「管理技術者又は主たる担当技術者」の得点が高い者の順に契約候補者を決定する。

なお同点の場合は、見積書の金額が最も低い者とし、それでも決定しない場合は、市内事業者（市内に本社（本店）を有する者）、準市内事業者（市内に事業所等を有する者）の順に契約候補者を決定する。

それでもなお決定しない場合は、くじにより契約候補者を決定する。

(4) 審査内容の取扱いについて

非公開とし、審査内容に関する問い合わせや異議については、一切受け付けない。

(5) 結果の通知について

プレゼンテーション審査後、契約候補者に対して、メール及び郵送で通知する。

また、契約候補者名、採点表の総合得点及び応募者数を本市ホームページで公表する。

12 契約の締結について

(1) 契約候補者は市と委託業務について、契約に必要な事項を協議した後、市が作成する契約書により、契約を締結する。

(2) 次に掲げる事態が生じたときは、順位の高かった者の順に協議を行い、契約の相手方を決定することとする。

なお、正当な理由がなく、契約の締結を辞退した場合は、本市において入札参加停止の措置を受ける場合があることに留意すること。

ア 契約候補者が契約の締結を辞退したとき。

イ 契約締結時まで「**3 応募資格**」の応募資格を欠いていることが判明したとき。

ウ 契約締結時まで「**4 応募者の失格**」の要件に該当していることが判明したとき。

エ 契約に向けて必要な協議が不調に終わったとき。

オ その他やむを得ない事情で契約に至ることが困難なとき。

(3) 契約保証金等、契約にあたっては尼崎市契約規則に基づくこととする。

(4) 契約にあたっては、改めて見積書の提出を依頼する。契約候補者は「**6 企画提案申込書等応募書類及び提出部数⑦見積書**」において記載した見積金額を基に見積書を提出すること。

(5) 契約締結後、委託業務内容に変更が生じる場合は、市と受託者において、その都度協議するものとする。

13 担当課

尼崎市都市整備局土木部道路整備担当

〒660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号（北館6階）

電話番号 06-6489-6493

FAX 番号 06-6488-8883

E メール ama-douroseibi@city.amagasaki.hyogo.jp

以 上